

<報道発表資料>

令和 8 年 2 月 5 日

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 実施事業者募集

令和 8 年 4 月 1 日から法律に基づく新たな給付制度として全国で実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、実施する事業者を募集します。



【背景等】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和 5 年 1 月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に創設された制度です。

京都市では、令和 6 年度から事業を開始していますが、令和 8 年度からは法律に基づき全国の市町村で実施されます。

【事業概要】

0 歳 6 か月から満 3 歳未満の保育園等に通っていない未就園のお子さんを対象に、1 箇月当たり一定時間の範囲内で、保護者の就労要件等を問わず、保育園等に通園できる制度です。



【募集概要等】

設備運営基準等を満たし、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施できる事業所を募集します。

詳細は、2月9日に京都市情報館に掲載する「京都市こども誰でも通園実施概要（事業者向け）」をご覧ください。

<こども誰でも通園、はぐくみ憲章 ロゴマーク>



<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

電話：075-222-3900